

第一百六十九回

参議院財政金融委員会会議録第三号

平成二十年三月三十一日(月曜日)

午後一時開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事

峰崎 直樹君

副大臣
事務局側
政府参考人
官員
内閣府政策統括
財務省主計局次
長
財務省関税局長
水産庁漁政部長
経済産業大臣官
房長
国土交通省道路
局次長國務大臣
(内閣府特命大臣)
(内閣府金融担当)

渡辺 喜美君

大久保 勉君
辻 泰弘君
円 より子君
愛知 治郎君
田村耕太郎君尾立 源幸君
大塚 耕平君
川崎 稔君
富岡由紀夫君
平田 健二君
水戸 将史君
森田 高君
篠瀬 進君
横峯 良郎君
尾辻 秀久君
昭男君
小泉 一保君
椎名 直紀君
田中 中山 恭子君
林 芳正君
森 まさこ君
荒木 清寛君
白浜 一良君
大門実紀史君
原田 義昭君
額賀福志郎君大嶋 健一君
遠藤 乙彦君
藤岡 文七君
齊藤 潤君
香川 俊介君
木下 康司君
青山 幸恭君
佐藤 憲雄君
松永 和夫君
原田 保夫君

○委員長(峰崎直樹君) 関税定率法等の一部を改正する法律案を議題といたします。本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。
 ○委員長(峰崎直樹君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(峰崎直樹君) 関税定率法等の一部を改正する法律案を議題といたします。本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。
 質疑のある方は順次御発言願います。

○大塚耕平君 民主党の大塚でございますが、今日は両大臣に御出席をいただいて、ありがとうございます。
 関税定率法については、毎年、こうして年度末に議論をさせていただくわけであります。まず、まず、今年度の法案の中に盛り込まれております施策について、二、三、お伺いをしたいと思っております。

○政府参考人の出席要求に関する件
 ○関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
 ○国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)
 ○委員長(峰崎直樹君) ただいまから財政金融委員会を開会いたします。

○大塚耕平君 ただいまから財政金融委員会を開会いたします。

○國務大臣(額賀福志郎君) もう大塚委員御存じのように、税関においては、不正薬物、鉄砲等の社会悪物品に加えまして、爆発物の関連物資の流入、それから大量破壊兵器の拡散防止、そういうことの水際の取締りのために、最重要課題として取り組んできたわけでございます。

○國務大臣(額賀福志郎君) 先ほども話題になりましたけれども、この知的財産侵害物品に係る問題というのは、極めてこれから恐らく犯罪的なものも増えてくることございますから、取締りを

名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(峰崎直樹君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○國務大臣(額賀福志郎君) ただいまから財政金融委員会を開会いたします。

○政府参考人の出席要求に関する件
 ○関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
 ○国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)
 ○委員長(峰崎直樹君) ただいまから財政金融委員会を開会いたします。

○國務大臣(額賀福志郎君) もう大塚委員御存じのように、税関においては、不正薬物、鉄砲等の社会悪物品に加えまして、爆発物の関連物資の流入、それから大量破壊兵器の拡散防止、そういうことの水際の取締りのために、最重要課題として取り組んできたわけでございます。

○國務大臣(額賀福志郎君) 先ほども話題になりましたけれども、この知的財産侵害物品に係る問題というのは、極めてこれから恐らく犯罪的なものも増えてくることございますから、取締りを

強化していかなければならないということだと思います。

これまで、差止め申立て制度の充実や取締り対象の拡大、あるいは専門委員制度の導入などの制度改正を行つたわけでございます。知的財産侵害物品の取締りに当たりましては、権利者がその差止め申立て制度を利用して活用していくことが重要であり、一般、権利者による利便性を向上させていこうという観点から、いずれかの税関に対しても差止め申立てが行われれば、全国どこでもこれが申立てを行つた対象になるということになりますので、その点は非常に効率的になつていくものと思つております。こうしたことによつて、差止め申立て制度の活用が促進をされていくことを期待をしたいというふうに思つております。

○大塚耕平君 ありがとうございます。

年度末に、我々もこの法案には賛成でございましたので、こうして審議ができましたことは大変喜ばしいことだと思っております。

さて、この法案から少し話題を変えまして、二、三、昨今問題となつておりますことについて両大臣から御意見を賜りたいというふうに思つております。

まず、日銀の経営人事、御承知のような状況になつておりますが、昨日もたしか福田総理が、どこのテレビで御発言されたんでしょうか、財金分離というのはどういう意味か私は分からないという御発言をされて、私は新聞でちょっと記事を拝見したんですが、財金分離というのは、これは、両大臣それぞれどういう意味だというふうに御理解しておられるか、まずお伺いしたいと思うんですが、それからよろしくお願ひいたします。

○国務大臣(額賀福志郎君) 大塚委員は実際日銀で仕事をなさつてきておるわけでありますから、

一番よく御承知のことだと思つておりますし、また、この日銀の人事については、国際金融が不安定な中で、不在であるということは誠に残念な思ひであります。これから、よく与野党の間、両院の合意を得るような形を是非つくさせていただきたいというふうに思つております。

財金分離であります、私は平成九年、日銀法改正のときに大蔵委員長をしていました。それから十年に施行されていくわけであります、期を同じくして、金融ビッグバンじゃないけれども、金融制度改革が行われていつたわけですね。そのときにも、中央省庁再編が行われたわけでございますので、あれは平成十年で、それまで大蔵省にいたん申立てがあれば、御承知のとおり、二年間これが有効になつていくわけでございますから、その間に知的財産侵害の件数がフォローできるという効果もあると思います。

○大塚耕平君

ありがとうございます。

年度末に、我々もこの法案には賛成でございましたので、こうして審議ができましたことは大変喜ばしいことだと思っております。

さて、この法案から少し話題を変えまして、二、三、昨今問題となつておりますことについて両大臣から御意見を賜りたいというふうに思つております。

まず、日銀の経営人事、御承知のような状況になつておりますが、昨日もたしか福田総理が、ど

このテレビで御発言されたんでしょうか、財金分離というのはどういう意味か私は分からないと

いう御発言をされて、私は新聞でちょっと記事を拝見したんですが、財金分離というのは、これ

は、両大臣それぞれどういう意味だというふう

に御理解しておられるか、まずお伺いしたいと思

うんですが、それからよろしくお願ひいたしま

す。

ただ、金融政策も金融のための財政ではないはずであるし、財政も財政のための金融ではないんです。日本経済、世界経済の中でどう発展をしていくかということが最終的な目的でありますから、その意味では、日銀法にも書いてある

ように、日銀の独立と、あるいはまた国の政策と

しては金融政策と財政政策が整合性を保たれた形で経済の発展をきちっとしていくということが大事なことであると思つておりますし、形の上の財事なことであると思つております。

○国務大臣(渡辺喜美君) 私の理解では、財金分離というのは、私の十二年間の政治家生活の中から判断をいたしますと、旧大蔵省の財政部門と金融部門を分離をしようというコンテキストの中でも同じくして、金融ビッグバンじゃないけれども、使われるケースが多かつたのではないかと思

います。

当時、日本経済が言わば非常事態にあつたと思ひます、一九九七年の秋ぐらいだったと思いますが。私は、当時一年生議員でございましたが、流動性の危機の背景にソルベンシーの問題がある、これは個々の金融機関のソルベンシーの問題ではなく、金融システム全体の問題につながつていく可能性が極めて高いがゆえに公的資金の投入というものが正当化されるんだという趣旨の主張をしておりました。

後に企画立案部門も分離をされて、そして金融庁になつていくわけであります、そのころのそ

ういう財政と金融の制度、機関の分離の議論をされつたのが一番のピークだつたんではないか。そういう意味では、そういう組織が、あるいはまた中身もきつと分けられたことによって一定の解決がされていったというふうに私は思つております。同時に、危機管理的なものは金融厅と財務省が協議をして対応していくことだ

と思います。

最終的に公的資金の投入の枠組みが決まつたわけですが、それと相前後して、いわゆる財金分離、旧大蔵省の中で金融部門が分離をされつたのが一番のピークだつたんではないか。そういう意味では、そういう組織が、あるいはまた中身もきつと分けられたことによって一定の解決がされていったというふうに私は思つております。言わば、これは、公的資金投入に伴う一種の責任論の結果としてそういうことが行われたといふことも言えようかと思います。

当時、額賀大臣がおつしやいましたように、日銀法、新日銀法の改正というのもその金融危機に前後して国会で議論をしておりました。私も当時の大蔵委員会のメンバーだつたんですが、私は額賀大蔵委員長を大変悩ませた組の方でございまして、一年生議員でありながら、与党の議員でありながら法案の修正を求めて運動を起こしたなどいうことがございました。国会の同意人事の権限をより強化をすべきであるというのがその趣旨でございました。

ただ、金融政策も金融のための財政ではないんです。日本経済、世界経済の中でどう発展をしていくかということが最終的な目的でありますから、その意味では、日銀法にも書いてある

ように、日銀の独立と、あるいはまた国の政策と

たしております。旧日銀法というのは、たしか昭和十六年か十七年ごろの戦時立法であります、国家総動員体制の下で、たしか国家目的に奉仕するというような文言が入つていただけます。

まさに、これは財金分離どころか財金一体、まさに国策に金融政策というものは準ずるのであるという認識をしております。

○国務大臣(渡辺喜美君) 私の理解では、財金分離というのは、私の十二年間の政治家生活の中から判断をいたしますと、旧大蔵省の財政部門と金融部門を分離をしようというコンテキストの中でも同じくして、金融ビッグバンじゃないけれども、使われるケースが多かつたのではなかろうかと思

います。

こういう戦時立法が戦後の金融の中で逆に相当威力を發揮してきたのも事実だらうと思います。つまり、戦後の金融というのは極めて戦時経済色の強い統制型金融であります。金融機関を免許するという趣旨だったかと思います。

当時、日本経済が言わば非常事態にあつたと思ひます、一九九七年の秋ぐらいだったと思いますが。私は、当時一年生議員でございましたが、流動性の危機の背景にソルベンシーの問題がある、これは個々の金融機関のソルベンシーの問題ではなく、金融システム全体の問題につながつていく可能性が極めて高いがゆえに公的資金の投入というものが正当化されるんだという趣旨の主張をしておりました。

後に企画立案部門も分離をされて、そして金融

庁になつていくわけであります、そのころのそ

ういう財政と金融の制度、機関の分離の議論をされつたのが一番のピークだつたんではないか。そういう意味では、そういう組織が、あるいはまた中身もきつと分けられたことによって一定の解決がされていったというふうに私は思つております。言わば、これは、公的資金投入に伴う一種の責任論の結果としてそういうことが行われたといふことも言えようかと思います。

当時、額賀大臣がおつしやいましたように、日銀法、新日銀法の改正というのもその金融危機に前後して国会で議論をしておりました。私も当時の大蔵委員会のメンバーだつたんですが、私は額賀大蔵委員長を大変悩ませた組の方でございまして、一年生議員でありながら、与党の議員でありながら法案の修正を求めて運動を起こしたなどいうことがございました。国会の同意人事の権限をより強化をすべきであるというのがその趣旨でございました。

ただ、金融政策も金融のための財政ではないんです。日本経済、世界経済の中でどう発展をしていくかということが最終的な目的でありますから、その意味では、日銀法にも書いてある

ように、日銀の独立と、あるいはまた国の政策と

たしております。旧日銀法というのは、たしか昭和十六年か十七年ごろの戦時立法であります、国家総動員体制の下で、たしか国家目的に奉仕するという趣旨だつたかと思います。

まさに、これは財金分離どころか財金一体、まさに国策に金融政策というものは準ずるのであるという認識をしております。

○国務大臣(渡辺喜美君) 私の理解では、財金分離というのは、私の十二年間の政治家生活の中から判断をいたしますと、旧大蔵省の財政部門と金融部門を分離をしようというコンテキストの中でも同じくして、金融ビッグバンじゃないけれども、使われるケースが多かつたのではなかろうかと思

います。

ただ、金融政策も金融のための財政ではないんです。日本経済、世界経済の中でどう発展をしていくかということが最終的な目的でありますから、その意味では、日銀法にも書いてある

ように、日銀の独立と、あるいはまた国の政策と

味合いも歴史的にはあるような気がいたします。

○大塚耕平君

ありがとうございます。

両大臣の御認識と私の認識も変わりはないと思
いますが、私なりに少し私の考え方を述べさせてい
ただきますと、今それぞれ御発言いただいた中に

全部含まれておりますが、財金分離というのは二
つ意味があると思います。

一つは、額賀大臣も渡辺大臣も後半の方でおっ
しゃいました、金融政策が財政政策あるいは財政
当局の考えによつてゆがめられることのないよう
にするべきだと思います。

二番目は、両大臣とも最初の方でおっしゃいま
したけれども、これは組織の分離ですが、その背景は何かと
いうと、私も、額賀大臣おつ
しゃつてくださいましたように、まさしくその当
時、銀行の融資を言わば指導するといいますか、
当時はまだ窓口指導というのがありましたので、
それを直接担当しておりました立場でございまし
て、率直な実感として、やはり銀行がバブルを誘
発するような融資をする、そして、その後いろいろ
明らかになつた銀行の様々な粉飾決算を護送船
団方式で金融監督当局と金融界が非常に密接な関
係がある中で言わば大目に見ていました。そして、な
ぜそういうことをしたかといえば、財政でなかなか
景気を良くできないので、できれば金融政策や
あるいは金融機関の融資行動の中で景気が浮揚す
ればいいなど、そうすれば税収も上がるし。明示
的にそういう作戦を考えていた人がいたかどうか
は別にして、そういう力学が働いていたのは私も
肌身で感じておりました。

そして、そういう中で、金融監督当局の皆さん
と金融界が非常に様々な不適切な、過度に密接な
関係があつたということがいろんな事件につな
がつたことは御承知のとおりでございます。そし
て、この金融監督当局の皆さんは大蔵省という組
織の中で財政部門と行き来をしているわけですか
ら、やはり純粹に金融界がどうあるべきか、渡辺
大臣がおっしゃったような、自由化の中はどうあ
るべきかということだけではない判断要素で融資
行動などをしまつたと。こういうことがあります
から、私は日々のバックグラウンドが違
つていますが、私なりに少し私の考え方を述べさせてい
ただきますと、今それぞれ御発言いただいた中に

るべきかということだけではない判断要素で融資
行動などをしまつたと。こういうことがあります
て、それではというので大蔵省の中の財政と金融
の組織を分離したと。これが二番目の意味だと私
は理解しております。

ということは、一番目の金融政策が財政の論理
でゆがめられないということ、二番目の財政
局と金融当局が分離をされると、この二つの意味
があるんですが、実はこの一番目は金融政策の問
題なんです。二番目は金融行政の問題なんです。

そして、金融政策をお預かりしているのは、もち
ろん法律に基づいてお預かりしているのは日本銀
行であり、金融行政を担当しているのは金融庁

であるわけでありまして、一番目と二番目はかな
り意味が違うというふうに私は理解しております。

そういう意味で申し上げると、この日銀の人事
の一連の議論の中で与党の皆さんの中には、財金
分離はもう組織の分離で終わつてゐるんだから
財金分離を理由に言わばいろいろ意見を言うのは
おかしいという御意見もあつたんですね。主に二番目の意味でおっしゃつてゐるんですね。

財政当局と金融当局の組織は分離したという意味
では財金分離は終わつてゐます。しかし、一番目
の意味、金融政策が財政の論理でゆがめられない
というのは、これはもう未来永劫続く問題なんで
す。

○國務大臣(渡辺喜美君) 例えはハイパーインフ
レというような状況の下で、中央銀行の独立性が
きちんと確保されていない場合に国債の中央銀行
引受けというようなことが行われ、更にインフレ
を加速するなどという事態を想定をすれば、まち
んと財政当局と中央銀行との明確な分離が必要で
ある、そういう結論になろうかと思います。

一方において、今の時代のように世界経済が一
体化をしてしまつたと、これはかつてのハイパー
インフレの時代とはかなり異質の状況が現に起
こつてゐるわけであります。言わば九〇年代半ば
以降、世界の金融資産が異常な勢いで膨らみ続け
ている、その膨らんだ金融資産を背景に食料と資
源の争奪戦の様相を呈してゐると。こういう時
代にかつてののような美しい中央銀行の独立性のみ
を説いてみても、私は問題は解決しないのではないか
かろうかと思つておられます。まさに今問われてい
ますことは、マクロ政策、つまり財政政策、金融
政策、為替政策、このマクロ政策が一國の中だけ
では到底効き目のない時代になつてしまつたとい

ればいいかという視点を持つてゐるわけですが
いますから、私は日々のバックグラウンドが違つ
てきてるんだと思います。

そのときに、国際社会の中で、国際経済の中で
日本経済の在り方が問われていくわけですから、
よりベターな、ベストな選択は何なのかと。それ
は、だから行政とか日銀であるとか経済産業省で
あるとか金融庁であるとか財務省であるとか、そ
れにとらわれて政策の判断を間違つてはいけな
い。やっぱりそれぞれがお互いに世界経済のため
め、日本経済のために、時には政策を融合させて
いく場合もあるだろうし、あるいはまた強調する
ところが違つてくる場合だつてあるだろう。そ
ういうことの透明性を持つてしっかりと議論がで
きる土俵、それとまた判断ができる人物、人材、あ
るいはまたそういう蓄積を持つてゐるかいない
か、そういうことが大事なことであろうというふ
うに思います。

だから、財金分離というのは、組織の分離が終
わつたから、だから一件落着ということではない
という理解でおりますが、その点については基本
的にそうだとお考へになるか、そうでないとお
考へになるか、簡単にその御認識だけをお伺いで
おれば、そう言つていただければ大変幸いであり
ますが、財務大臣にお伺いします。

○國務大臣(額賀福志郎君) やつぱりおっしゃる
ように、組織の話だけではないというふうに思
います。と同時に、それぞれ金融政策をつかさどる
日銀あるいはまた財政とか経済を担当するそれぞ
れの役所、みんなそれぞれの見識、それからどう
すればいいかという視点を持つてゐるわけですが
います。そこで、それではというので大蔵省の中の財政と金融
の組織を分離したと。これが二番目の意味だと私
は理解しております。

う現実であります。

したがつて、そういうときには、果たして国際
協調がどこまで可能なのか、もしかしたら今我々
に突き付けられている現実は国際協調すら通用し
ないような事態なのかもしれないということを考
えますと、やはり中央銀行の独立性というのと
いうことは、ハイパーインフレを想定した、そういう
独立性も、今大臣のおっしゃったような意味合
いがございますから、新日銀法では中央銀行の独立
性とは書かれておりませんで、日本銀行の自主性
という表現にとどめられてゐるわけあります。

と同時に、自主性であつても、やはりそれは独
立性により近いものでありますので重んじなければ
なりませんが、片や四条では政府との協力とい
うことをうたつてゐるわけであります。

○大塚耕平君 それぞれおっしゃるとおりだと思います。
そういう意味では、まさしく中央銀行の
独立性も、今まで強調するところが違つてくる場合だつてあるだろう。そ
ういうことの透明性を持つてしっかりと議論がで
きる土俵、それとまた判断ができる人物、人材、あ
るいはまたそういう蓄積を持つてゐるかいない
か、そういうことが大事なことであろうというふ
うに思います。

○國務大臣(渡辺喜美君) 例えはハイパーインフ
レというような状況の下で、中央銀行の独立性が
きちんと確保されていない場合に国債の中央銀行
引受けというようなことが行われ、更にインフレ
を加速するなどという事態を想定をすれば、まち
んと財政当局と中央銀行との明確な分離が必要で
ある、そういう結論になろうかと思います。

一方において、今の時代のように世界経済が一
体化をしてしまつたと、これはかつてのハイパー
インフレの時代とはかなり異質の状況が現に起
こつてゐるわけであります。言わば九〇年代半ば
以降、世界の金融資産が異常な勢いで膨らみ続け
ている、その膨らんだ金融資産を背景に食料と資
源の争奪戦の様相を呈してゐると。こういう時
代にかつてののような美しい中央銀行の独立性のみ
を説いてみても、私は問題は解決しないのではないか
かろうかと思つておられます。まさに今問われてい
ますことは、マクロ政策、つまり財政政策、金融
政策、為替政策、このマクロ政策が一國の中だけ
では到底効き目のない時代になつてしまつたとい

う現実であります。

ただ、今日の議論で、もう両大臣は明確にお答
えいたしましたように、財金分離の意味という
のはここで意見交換させていただいたとおりの意
味でございますし、一に、金融政策が財政当局の
バイアスを受けない。二に、金融行政が財政当局
のバイアスを受けない。これ、時の総理大臣が、
大臣がおっしゃったような、自由化の中でどうあ

発言しているわけですよ。これ、是非両大臣、よく閣議の席か何かで福田さんにて御進講をしていただきたいと思いますので、そのことはお願ひをしておきます。

それと同時に、慌てて決める必要はないというふうに私は思つております、新総裁であります。が、と申しますのは、もう既に両副総裁がいるわけですし、これも新日銀法を審議したときに大蔵委員長でいらっしゃつたということであれば御記憶にあると思うんですが、新日銀法がスリーピンクボードといつてやめされたいた政策委員会を活性化して、政策委員会中心の中央銀行をつくったはずなんです。日銀の最高意思決定機関は政策委員会だということで、たしか橋本総理の下の研究会でもずっとそういう議論が行われたはずなんです。

ということは、政策委員会の議長こそが日本の中央銀行を代表する人物であつて、この人たちは実は審議委員六人と正副総裁三人の九人の互選で決めればいいわけですから空席ということはありませんで、国会はかかわりありませんので。つまり、審議委員六人をいつ議長になつても問題のないような方を選んでおいて、そして正副総裁がいれば、この中から選べばいいわけですから。

確かに新日銀法には、日本銀行を代表するのは総裁だと書いてあります。しかし、それは、ここは法解釈をいぢれきちつとやらないといけないですが、執行機関としての日本銀行を代表するのか、あるいは、政策委員会を含んだ日本銀行、まさしく政策委員会も含んだものを代表するのか。そうであるとすれば、議長といふのはどういう立場なんだということは、これはなかなか論理矛盾した解釈が発生しますので、私は個人的には、日本銀行を代表するというのは執行機関としての日本銀行を代表していると。

しかし、日銀の最高意思決定機関である政策委員会の代表は議長であり、議長は互選で選ばれる

川副総裁は政策委員会の互選で堂々と議長に選ばれているわけですから、G7にも白川議長が出席をされればいいわけでありまして、是非G7に間に合わせるためにということで、また総裁についての国会同意人事が混乱することのないように非政府におかれても御尽力を賜りたいということをおこなわせてお願いをしておきたいと思います。

そして、じゃ、なぜ財金分離が必要になつてこないう議論がされたんだという背景についてもう一回意見交換させていただきたいのですが、ちょうどたしか昭和六十三年が平成元年のころです。当時の大蔵省が赤字国債ゼロを目指にして、それを何とか達成するために財政出動はできないからなるべく金融で何とかしてくれというような、こないうような話も当時ありました。本当かどうかは知りません。

財政の余力がないというところが問題なんです。財政の余力がないのはなぜかといふと、実はそれは、今審議中、国会でまさしく最大の焦点になつてゐる道路に象徴されるように、不要不急の財政出動をこれまでにずっとしていて、今後もする可能性がある、現在もしている、だから財政に余力がない、だから金融に何とかしてくれといふうに言つたんだろう。だから、総理自身は、財金分離の意味してることはよく承知しているはずであるといふうに思つておるという意味でございます。

それから、確かに、最近は財政出動についても非常にブレーキが掛かって冷静に対応させていたいたいでいると、こう思つております。それはやっぱり、世界の経済の構造とか日本の経済の構造が変化をしている中で、従来のように財政需要をつくつて循環的な景気対策をしていい時代が終わりつつあるというか、今はそういう効用がないということをバブル経済崩壊後、我々は経験的に知つたことが大事なことであろうと思つております。

そこで、改めて特別会計について財務大臣と意見交換をさせていただきたいんですが、確かに私も改めて財政法を読み直してみました。そうしまして、財政法の四十五条に、各特別会計において必要がある場合にこの法律の規定と異なる定めをすることができるというふうに書いてあるのと同時に、特別会計そのものは十三条にその根拠が書いてあります。十三条で、特別会計をつくつてある場合、そして三つ、その他特定の歳入をもつて特定の歳出に充て一般の歳出歳入と区分して経理する必要がある場合と、こういうふうに法律を

ではこの法律、つまり財政法の規定と異なる定めをなすことができる、こう書いてあるんです。

ということは、特別会計はどんな歳入歳出ルールを採用してもいいという理解でよろしいでしょ

うか。

これまででは一つ一つ、一つの一特会に一法律だつたけれども、この前の法律改正で特別会計に関する法律というものを作りまして、これに基づいて今は特別会計がつくられているということだけ思つております。

もう先生御承知のとおり、これ、事業別の特別会計というのは、国有林野事業だとか、先ほどおつしやる公共事業関係、それから資金運用は外為だとか財政資金特別会計、それからその他は交付税だとか国債整理基金とか、そういう形になつておられるというふうに認識しております。

○國務大臣(額賀福志郎君) まず、総理が財金分離のことについてどういうふうに語つたかは私覚えていないし、よく分かっていないんだけれども、恐らく財務省出身ではいけないという単純な方がおつしやっているというようなことについで、よく分からなつて言つたんじゃないかなと

いう印象があるんですが、奥深く考えた末にそういふうに述べたのではないだろうというふうに……(発言する者あり)いや、だから、単純に……(発言する者あり)

ですね、単純にそういうふうに言われている状況を見て、言つてのことの中身は分からぬといふうに言つたんだろう。だから、総理自身は、財金分離の意味してることはよく承知しているはずであるといふうに思つておるという意味でございます。

それから、確かに、最近は財政出動についても非常にブレーキが掛かって冷静に対応させていたいたいでいると、こう思つております。それはやつぱり、世界の経済の構造とか日本の経済の構造が変化をしている中で、従来のように財政需要をつくつて循環的な景気対策をしていい時代が終わりつつあるというか、今はそういう効用がないということをバブル経済崩壊後、我々は経験的に知つたことが大事なことであろうと思つております。

そういう中でこの特会についての御質問でございましたけれども、先生のおつしやるように、財政法十三条第二項に、一つ、国が特定の事業を行う場合、二つ、特定の資金を保有してその運用を行う場合、二つ、特定の資金を保有してその運用を行いう場合、そして三つ、その他特定の歳入をもつて

○國務大臣(額賀福志郎君) 財政法の大原則は守られていくべきであると思います。

○大塚耕平君 それを聞いて安心しました。会計年度は一年ごとで、その年の歳入をもつて歳出に充てると、これが財政法の大原則なんです。

そこで、今日、国交省来てもらつていていますが、例えは今道路特定財源で問題になつて中期計画、まず、あれは閣議決定ですか。事実関係だけでいいです。

○政府参考人(原田保夫君) お答え申し上げます。

昨年末の政府・与党合意の中で五十九兆円を上回らないというふうに決められて……

○大塚耕平君 閣議決定ですかと聞いている。

○政府参考人(原田保夫君) 閣議決定ではございません。

○大塚耕平君 閣議決定ではない中期計画で、毎年国会で議決の必要な予算の先々の歳出について

に裏付けの費用便益分析というのがあるんですねけれども、中期計画は、さつき大臣があやつてさらつとおっしゃいましたけど、衆議院でも問題になりましたが、一九九年の需要データを使つていて、最新の需要データを使っていないと。最新の需要データを使うと、二〇五年には国交省の中期計画の二〇%以上交通需要は少ないんですよ。八年前のデータで作つてある。

しかも、費用便益分析、これも、費用便益分析マニュアル今勉強させていただいています。これが自体が悪いとは言いません。ちゃんと計算しようという御努力は、国交省の御努力は認めますけど、中のいろいろ考え方というのはよく検討をする点があります。

例えば、減価償却期間、四十年と書いてあります。たゞ、税法上の道路に関する減価償却期間は四十五年から七十五年。それより短い。しかも決まつているのは橋梁とかトンネルの部分で、舗装の部分は路盤も路床も含めて全然規定がないんですよ。目視で、そろそろ張り替えだといつたらすぐ張り替えなんです。

それはいろいろ事情が、いや考え方があるでしようから、これからちゃんと勉強させていただきますけれども、例えば割引率四%というふうに置いています、四%、向こう五十年間。向こう五十年間四%というのは、これが適切かどうかは分かりませんが、五十年間の財政にある程度影響を与えるこの道路の計画に四%という金利を前提にして計算をしているんでしたら、財務省の様々な財政計算もやっぱり四%を使わないで駄目ですね。四%で国の国債管理政策の計画を立てたら、これ破綻しますね。

国交省に一つお伺いしますが、現在価値に割り戻すために四%を使うと書いてありますけれども、そうすると、五十九兆円というものは、将来価値で五十九兆円ですか、現在価値で五十九兆円ですか、どっちですか。

○政府参考人(原田保夫君) 十年間五十九兆円につきましては、割引率という概念は特に入れてい

ませんので、現在価値だということかと思います、五十九兆円の事業量につきましては。

○大塚耕平君 現在価値で五十九兆ということは、十年間、しかし割り引かないと簡単に言いますけど、それ十年先はやっぱり割り引かないといって、割り引いた金額が五十九兆ということは、五十九兆掛ける一・〇四の十年分に膨らむんですよ。十年後には、現在価値が将来価値かといふのはもう一回省内でよく議論してもらいたいと思いますが、十分というか、論理破綻をしてているんですね、いろいろまじめに勉強させていただくと、道路は必要ですよ。私たちも必要な道路は造ればいいと思っている。しかし、今回のこの道路の問題を今の政府のお考えどおりに、道路特定財源十年使つていいですよ、そして中期計画に基づいてやつていいですよ、費用便益分析は今の費用便益分析マニュアルどおりやつていいですよということをやりますと、十年後にはもつと財政状況が悪くなると懸念しているから申し上げているんです。

だから、それと同時に、各省がばらばらのそういう社会的割引率や金利を使つていたら、財政当局である財務省は国の財政制御できません。

今日は内閣府にもおいでいただいていますが、例えば内閣府の政府経済見通しは金利は何%を使っていますか。

○政府参考人(藤岡文七君) 内閣府の政府経済見通しでございますが、平成二十年度実質の金利は、大体おおむね横ばいということでござります。

○大塚耕平君 残り五分ですので、今日は国交省にもおいでいただきて、いや、本当にこれから真摯に議論をさせていただきたいんです。決して国交省のことを責めているつもりはありませんので。その代わり、決まつてることは決まつている、決まっていないことは決まつてない、ある程度、適切な前提を置かずにやつていたとか、事実はちゃんとこれから開示してください。それだけお願いをします。

○政府参考人(松永和夫君) お答え申し上げます。今回の次官の講演内容につきましては、確かに不適切な発言がございまして、次官自身、記者会見で二回にわたりまして、「反省をし謝罪をしていれる旨」発言をさせていただいております。また、大臣からは次官に対しまして、誤解のないようにした方がよいというふうに注意があつたところでございまして、それに加えて処分を行うことは考えておりません。

○大塚耕平君 額賀大臣、渡辺大臣、本当に一緒に考えになつていただきたいんですが、この国が抱えている問題なんですよ。例えば、日銀総裁が預金者のことをそういう表現で言つたら多分首飛びますよ。どうでしょう。どうして事務次官だと首飛ばないんですか。

そして、せめて、我々は、貯蓄から投資へと

省で勝手な社会的割引率を置いている、財務省は財務省である一定の金利水準を想定している。そして、今日は直接関係がないのでお招きしておりますが、金利が物すごく大きな影響するのはもう御承知のとおりであります。今日御同席いただいている委員の皆様には問題意識共有していただけると思いますが、本当に財政再建をしようというこ

とで、与野党、政治の責任でこれをやるとなつたは、統一性の取れた、整合性の取れた前提で計算をする必要があると思っておりますので、是非この財政金融委員会の下に財政小委員会というものをおつくりいただいて、政治家の手で財政計算を管理監督するということに取り組んでいきたいと思つておりますので、そのような御検討を委員長にお願いをしたいと存ります。

○委員長(峰崎直樹君) ただいまの件につきましては、後刻理事会において協議いたしたいと思います。

○大塚耕平君 残り五分ですので、今日は国交省

にもおいでいただきて、いや、本当にこれから真

摯に議論をさせていただきたいんです。決して国

交省のことを責めているつもりはありませんので。その代わり、決まつてることは決まつている、決まっていないことは決まつてない、ある程度、適切な前提を置かずにやつていたとか、事実はちゃんとこれから開示してください。それだけお答えください。簡単でいいです。それだけ答えてください。

○政府参考人(松永和夫君) お答え申し上げます。

今日は経産省、おいでいただいているので、

最後になりますけれども、この間、大久保委員が御指摘になられました北畠事務次官の御発言、データレーダーは何でしたつけ、ここで復唱するのもはばかられますけれども、ばかで浮気で無責任。

○大塚耕平君 いや、いいです。現状ですね。分かりました。ごめんなさい。

○大塚耕平君 いや、いいです。現状ですね。分かりました。ごめんなさい。

渡辺大臣、今日たまたま新聞見ていたら、金融庁は二十八日に監督局の課長補佐級の職員を処分した、戒告と出ているんですよ。国家公務員倫理規程に違反する行為があつたとして初めての処

分。食事代八回、七千六百五十円相当。それはもうきつと対応していただくということで、それはそれでいいんですけども、七千六百五十円でこんな厳しい処分して、日本のデータレーダーはばかり浮気で無責任だということを発言した事務次官が処分をされない。国家公務員倫理法は、何度もこの委員会で取り上げておられますけれども、第一条、国民の不信を招くような行為の防止と、もう十分不信招いていますよね、全世界。

とにかく、この事務次官の今回の発言が国家公務員倫理法に抵触するというふうに解釈しようと、まあトップを処分するので、官房長、物を思えば幾らでも解釈できる。末端の職員の皆さんには七千六百五十円で処分されて、事務次官だつたら許されるということでは、これは霞が闇の中堅、若手の皆さんにはやりきれない。

今日は官房長においていただいていると思いまが、省内で何か処分を御検討になつておられるのか。まあトップを処分するので、官房長、物を言いくらいだと思いますけれども、簡潔でいいですから、処分を検討しているのかしていいのか、それだけお答えください。簡単でいいです。それだけ答えてください。

○政府参考人(松永和夫君) お答え申し上げます。今回の次官の講演内容につきましては、確かに不適切な発言がございまして、次官自身、記者会見で二回にわたりまして、「反省をし謝罪をしていれる旨」発言をさせていただいております。また、大臣からは次官に対しまして、誤解のないようにした方がよいというふうに注意があつたところでございまして、それに加えて処分を行うことは考えておりません。

○大塚耕平君 額賀大臣、渡辺大臣、本当に一緒に考えになつていただきたいんですが、この国が抱えている問題なんですよ。例えば、日銀総裁が預金者のことをそういう表現で言つたら多分首飛びますよ。どうでしょう。どうして事務次官だと首飛ばないんですか。

そして、せめて、我々は、貯蓄から投資へと

いつて議論をすうつとしているわけで、与党の皆さんも含めて。その財政金融委員会に出てきて、自分の見解を、存念を申し述べる、そして謝罪するならする、それぐらいのことはやるべきだし、定例記者会見で記者から聞かれて、そこで謝罪しても何の意味もないですよ。我々は国民の代表としてここに置いていただいているので、国民の代表に謝罪をしていただきないと、これは筋が違うんじゃないかなというふうに思つております。

そして、閣議前の事務次官会議、まだありますね。事務次官会議があつて、事務次官は国会に出てきてこうやって野党の質問にもまれなくていいと。大臣の皆さん、御苦労される。何かおかしくないですか、この国は。

政府参考人は我々は望んでいませんので、だから政府参考人で質疑をやればいいということを言つているのではなくて、この問題に関しては、

やつぱり御本人が出てきて当然ここで何かおっしゃるべき重大な問題であるということを申し上げておられます。

そして、この間、大久保さんの質問にどなたかいらつしやつて、御丁寧に事務次官から聞いてきましたということで、ほかとは、株式会社制度におきまして、所有と経営の分離がなされていることから、株主が経営者に対して経営能力の点で劣っている場合が多いということである。これ改めて読むと、すごいことを言つてますね。

これ、田村さん、怒らないと駄目ですよ。だって、田村さん、政府系ファンドをつくろうという話をしているわけですよね。政府系ファンドは別に経営やるわけじゃないですから、大ばか者ですよ、もし北畠さんの論理をそのまま當てはめたら。

委員長にお願いをいたします。

北畠事務次官を当委員会に是非おいでいただきで、株式市場の活性化の議論に努めている財政金融委員会の私ども委員の前で御本人の考え方述べる機会を設けていただきたいということをお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきま

す。

○委員長（峰崎直樹君） ただいまの件につきまして、後刻理事会において協議いたします。

○大門実紀史君 大門でございます。

まず、今回の関税税率改正案について、必要な措置も含まれておりますけれども、幾つかの点で賛成はできないということを最初に申し上げておきます。

詳細はもう衆議院の議論で明らかにいたしま

す。

たが、一つは、日本版AEO制度の優遇措置拡大が水際でのチェック機能検査体制を弱体化する懸念があるということです。もう一つは、加工再輸入減税制度、この延長が繊維製品、革製品などの製造をなさつておられます零細業者、職人さんの仕事を圧迫すると、そういう点で賛成するわけにはいかないということを反対討論の代わりに申し上げておきます。

その上で、今日は、道路特定財源、ガソリン税と漁業の関係を取り上げたいというふうに思いました。

まず、国交省に伺いますけれども、そもそも道路特定財源の柱でありますガソリン税というのは自動車のユーチューバーに課税をすると、道路整備に使つてもらう、使うと。ですから、受益者負担、ユーチューバー還元という考え方で徴収されてきました。しかし、ガソリンというのは船の燃料にも使われておりますので、船にもガソリン税が課税されております。

船は道路を走れません。なぜ船からガソリン税を取るのか、説明してもらえますか。

○政府参考人（原田保夫君） お答え申し上げます。

道路特定財源制度、自動車ユーチューバーから受益と負担の関係において揮発油税をいたしていると

いうことはそのとおりでござりますし、漁業者が

船外機等で使われます揮発油税等が道路特定財源として道路整備に当たられていないということ

を

申します。

一方で、漁業用に消費される揮発油税につきま

す。

○委員長（峰崎直樹君） ただいまの件につきまして、後刻理事会において協議いたします。

○大門実紀史君 大門でございます。

まず、一度からそういう事業が創設をされておりまして、創設以降、全国各地で免税の代わりとして、創設をしております。

ことで事業がされてきているというふうに国交省

として理解をしております。

○政府参考人（原田保夫君） お答え申し上げます。

道路特定財源に入るわけですから、お聞き

たいのは、なぜそういう漁船から道路整備のための税金を取るのかと、いうことですけれども、今おっしゃいました、そういう免税する代わりに身代わり措置として、漁業でいえば漁協の関連道路整備事業というのをやつてているということですけれども、それは道路特定財源を使つての事業でしょうか。

○政府参考人（原田保夫君） お答えします。

それは、道路特定財源は使われておりません。

○大門実紀史君 つまり、一般財源からやつてい

る話で、私が聞いているのは道路特定財源に納め

てもらつたやつをどうしているのかという意味で

ございます。

一般財源は別の話で、別の財布の別の枠の話

で、漁業者の方も別の税金を払つてゐるわけです

ね。というか、一般会計、一般財源の世界じゃな

くて、この道路特定財源がどうなつてゐるかとい

うことなんですねけれども、資料をお配りいたしま

したけれども、この二十年間でそういう漁業に課

税されたガソリン税、合計すると一千百七十六億

九千三百万円にもなります。これが道路特定財源に入つて、ずっと入つてきたわけですね。約一千百七十七億円ですけれども、じゃ、これは一

体どこに使われたんですか。

○政府参考人（原田保夫君） お答え申し上げま

す。

この資料は、恐らく漁業用に使用されたガソリ

ンの揮発油税の税収について推計をされたものだ

と思いますけれども、そういう意味で、揮発油

税の税収につきましては道路整備に使つて

いること

だと思います。

○大門実紀史君 つまり、漁業の燃料に課税され

たのが特定財源に入つて、それはユーチューバー還元に

なつてなくて、受益者負担の原則になつてなく

かと思います。

○大門実紀史君 つまり、漁業の燃料に課税され

たとては理解をしておりません。

○政府参考人（原田保夫君） お答え申し上げま

す。

道路特定財源に入るわけですから、お聞き

たいのは、なぜそういう漁船から道路整備のため

の税金を取るのかと、いうことですけれども、今おっしゃいました、そういう免税する代わりに身

代わり措置として、漁業でいえば漁協の関連道路

整備事業といふのをやつてているということですけれども、それは道路特定財源を使つての事業で

しょうか。

○政府参考人（原田保夫君） お答えします。

それは、道路特定財源は使われておりません。

○大門実紀史君 つまり、一般財源からやつてい

る話で、私が聞いているのは道路特定財源に納め

てもらつたやつをどうしているのかという意味で

ございます。

一般財源は別の話で、別の財布の別の枠の話

で、漁業者の方も別の税金を払つてゐるわけです

ね。というか、一般会計、一般財源の世界じゃな

くて、この道路特定財源がどうなつてゐるかとい

うことなんですねけれども、資料をお配りいたしま

したけれども、この二十年間でそういう漁業に課

税されたガソリン税、合計すると一千百七十六億

九千三百万円にもなります。これが道路特定財源

に入つて、ずっと入つてきたわけですね。約一千百七十七億円ですけれども、じゃ、これは一

体どこに使われたんですか。

○政府参考人（原田保夫君） お答え申し上げま

す。

この資料は、恐らく漁業用に使用されたガソリ

ンの揮発油税の税収について推計をされたものだ

と思いますけれども、そういう意味で、揮発油

税の税収につきましては道路整備に使つて

いること

だと思います。

○政府参考人（原田保夫君） ですから、道路特定

財源として道路整備に使われてないということ

は

申します。

○政府参考人（原田保夫君） 財林漁業用揮発油税

申上げておりますように、農林漁業用揮発油税

財源身替漁港関連整備事業ということで、広い意味での道路整備は一般財源を活用して、ある意味で還元ということいろいろな事業がされてきているというふうに理解をしております。

○大門実紀史君 分からない人だな。まあ、いいや、もう。

要するに、皆さんのが道路特定財源を集める原則は、ユーザー還元、受益者負担でしょう。漁船の、船の燃料から取ったガソリンは、だって、船が走るんですか、道路の上。道路整備に幾ら使ってもらおうと関係ないじゃないですか。でしょ。

ですよね。だから、そういう原則に反しているんじゃないですかと。この二十年間で一千七十七億円ものお金が漁業者のためじゃなくてほか

のところに、道路特定財源の財布の中ではほかのところに使われたということになるということを申し上げているんで、そんなこともお分かりにならないですか。どうですか。

○政府参考人(原田保夫君) 全体として、道路特定財源制度については受益と負担という関係で、自動車ユーザーから税金をいただいてそれを道路整備に使っているということについては申し上げ上

げておりますけれども、漁業者から船外機等の使用に伴つていただいている揮発油税につきましては道路整備に充てているということでございまして、その限りにおいて、その部分が負担していた

だいたい漁業者の方に使われてないということはそのとおりでございますが、一方で、これは過去いろんな経緯がございまして、そうであるとすれば免稅をするべきではないかという議論があり、免稅についていろいろ議論をされた結果、なかなか技術的に難しいということで、身代わりの措置として漁港関連整備をやるということ広い意味での還元がされているというふうに理解をしております。

○委員長(峰崎直樹君) 速記止めてください。

(速記中止)

○委員長(峰崎直樹君) それじゃ、速記を起こしてください。
○大門実紀史君 委員長からこういうふうに言えども、道路特定財源から漁業者には還元されていらないんじゃないかと言われたので言いますから、そういうふうに答えてくださいね。分かりやすく言いますね。

道路特定財源、漁業者が納めた燃料に係る税金、ガソリン税は道路特定財源に入っていたけれども、道路特定財源から漁業者には還元されていないんじゃないですか。それはもうそういうことでしょう。

○政府参考人(原田保夫君) お答えを申し上げま

す。

○委員長(峰崎直樹君)

原田次長に申し上げま

す。

○政府参考人(原田保夫君) 取りあえず、そのところでまず切つておいてください。

○政府参考人(原田保夫君) じゃ、そういうこと

でござります。

○大門実紀史君 私は、だから道路特定財源から一般財源にその分入れているなら、入れているなら巡り巡つて還元されていると思います。入れてないんだから、道路特定財源という中でいえます。今もう燃料高騰で大変な事態なん強くなつてますけれども、農水省にお伺いいたしますけれども、なぜ重油、軽油は免除しているのにガソリン税は免除しないんですか。

○政府参考人(佐藤憲雄君) 水産庁でございま

す。お答え申し上げます。

ガソリンにつきましては、一部地域におきまして船外機付きの船等で使用されている実態がございますけれども、その一方で、自家用車等にも大きく使用されているという実態がございまして、両者の区別が技術的に難しいということで、船外機を使つたときにその払うガソリン税、これは特定財源へ入つて道路整備に使われていますよ。何かい

うろいろ混乱されていると思うんだけど、今おしゃつた、前半でおつしやつたとおりだと思います。額賀大臣、思うんですけども、特定財源の趣旨に、やっぱり原則としてこの漁業者が納めたガソリン税の問題は趣旨に沿っていないと私は思いますが、いかがですか。

○國務大臣(額賀福志郎君) 受益と負担という視点からすればストレートには結び付いていないところがありますけれども、身代わり措置として農林水産業が、漁業関係も含めて、それに代わる財源措置を講じておりますから御理解をいただけますかとというのがこれまでの現実的な歴史であつたというふうに理解しております。

○大門実紀史君 財務大臣がそういう理解、分からぬといふのはちょっともう残念で仕方ありますように、免税に代わる措置として、免税が難しいので身代わりのいろいろな……

その上でお聞きしますが、道路特定財源の趣旨からすれば、漁業用の船の燃料にガソリン税が課税されているというのは、そのこと自体がおかしいわけです。まず、おかしいと思つてもらわなきや駄目ですね。しかも、現在、こういう農漁業者支援のために燃料に係る税金の免除制度がござります。ガソリン税はこの免除制度からも除外されおりまして、重油と軽油はその漁業の方々にも免税措置になつております。ガソリンだけが揮発油税だけが免税措置がないわけですね。

今、原油高騰で被害は甚大になつておりますけれども、漁民の方々からも率直な声として、ほかの税は免除してくれているのに、なぜガソリン税だけが免除されないのかと疑問の声が上がつています。今もう燃料高騰で大変な事態なん強くなつてますけれども、農水省にお伺いいたしますけれども、なぜ重油、軽油は免除しているのにガソリン税は免除しないんですか。

○政府参考人(佐藤憲雄君) 委員からの御指摘ございましたガソリン税の減免の件でございますけれども、先ほども御答弁しましたように、漁業目的に使用されるものとその他の目的に使用されるものと大変区別が難しいという課税技術上の問題があることから非常に実施が困難だということございまして、この課税技術上の問題の解消に関しましては水産庁としてもお答えし難いというわけですが、いかがですか。

○政府参考人(佐藤憲雄君) ざいましたガソリン税の減免の件でございますけれども、先ほども御答弁しましたように、漁業目的に使用されるものとその他の目的に使用されるものと大変区別が難しいという課税技術上の問題があることから非常に実施が困難だということございまして、この課税技術上の問題の解消に関しましては水産庁としてもお答えし難いというわけですが、いかがですか。

○大門実紀史君 要するに、ガソリンは車にも入れられるから、漁船に使つたのか自分の車に入れただの、そのチエックが難しいということをおつしやいますけれども、これはやりようはいろいろありますけれども、直接本人免稅じゃないかという心配されるんだつたら知りませんかと、その人がこれまでの現実的な歴史であつたというふうに理解しております。

○政府参考人(佐藤憲雄君) 委員からの御指摘ございましたが、やはり水産庁としましては、漁業者の経営状況に着目をしまして、船外機を使用します漁業におけるガソリンの消費実態あるいはこういった方々の経営状況、こういったものについてきちんととした把握をしていきたいというふうに考えておりまして、その上で、省エネ機器の技術開発を含めまして、省エネ型漁業への転換の推進、こういったものを総合的に講じまして、ガソリンを使用します漁業者の支援を図りながら、漁業者間の不公平感がないように努力をしていきたいというふうに考えております。

○大門実紀史君 そんなこと聞いてないんですよ。

そもそも、今日、前段の話で、納めていることそのものがおかしいんですよ。免税するのが当たり前なんです。今まで何にもしてこなかつた方がおかしいんですよ。それについて、軽油の場合も重油の場合もやり方はいろいろ工夫してやっているんだから、できないなんて決め込まないで、漁協が提案しているわけです、やり方こうやってやりますよ。その話を聞く気ないですか。何で最初からできないって言うんだよ。

○政府参考人(佐藤憲雄君) お答え申し上げます。

ですから、ガソリンを使っております漁業者の実態等をよく整理を、分析をいたしまして……

○大門実紀史君 分析じゃないんだよ。免税の措置について研究するくらいできないのか。何言つてるんだ。

○政府参考人(佐藤憲雄君) そういったことをよく関係者とも相談をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○大門実紀史君 最初からそう言えばいいじゃないですか。何言つてるんだ。

○政府参考人(佐藤憲雄君) そういったことをよく関係者とも相談をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○大門実紀史君 最初からそう言えばいいじゃないですか。何言つてるんだ。

○委員長(峰崎直樹君) この際、委員長から一言申し上げます。

政府参考人、先ほど答弁聞いておりまして、きちんと質問者の意図を十分つかまえて的確に答弁していただきたいと思います。

他に発言もないようござりますから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。——別に御意見もないうえですから、これより直ちに採決に入ります。

○大門実紀史君 この際、大久保勉君から発言を求められておりませんので、この際、これを許します。

税関業務が増大し、複雑化する中で、その適正かつ迅速な処理の重要性に加え、麻薬・覚せい剤を始め、銃砲、知的財産侵害物品、ワシントン条約該当物品、テロ関連物資等に係る水際取締強化に対する国内外からの要請の高まりに加え、経済連携協定の進展による貿易形態の一層の多様化に的確に対応するとともに、税関業務の特殊性、国際郵便物の通関手続を含めた今後の国際物流の在り方等を考慮し、税関職員については国家公務員の定員削減計画の下においても、増員を含む定員確保はもとより、その待遇改善及び機構、職場環境の整備・充実、更には、より高度な専門性を有する人材の育成等に特段の努力を払うこと。

特に、国民の安心・安全の確保を目的とするテロ・治安維持対策の遂行及び輸出入貨物のセキュリティ管理とコンプライアンスの体制が整備された事業者に対する通関手続の特例措置の拡充に当たっては、増員を含む定員の確保及び業務処理体制の実現に努めるこど。

○大久保勉君 私は、ただいま可決されました関税定率法等の一部を改正する法律案に対し、民主党・新緑風会・国民新・日本・自由民主党・無所属の会、公明党及び日本共産党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

○委員長(峰崎直樹君) 関税定率法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和ある对外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。

なお、関税の執行に当たっては、より一層適正・公平な課税の確保に努めること。

一 急速な高度情報化の進展により、経済取引の国際化及び電子商取引等の拡大が進む状況にかんがみ、税関の執行体制の整備及び事務を払うこと。

最近におけるグローバル化の進展等に伴い税関業務が増大し、複雑化する中で、その適正かつ迅速な処理の重要性に加え、麻薬・覚せい剤を始め、銃砲、知的財産侵害物品、ワシントン条約該当物品、テロ関連物資等に係る水際取締強化に対する国内外からの要請の高まりに加え、経済連携協定の進展による貿易形態の一層の多様化に的確に対応するとともに、税関業務の特殊性、国際郵便物の通関手続を含めた今後の国際物流の在り方等を考慮し、税関職員については国家公務員の定員削減計画の下においても、増員を含む定員確保はもとより、その待遇改善及び機構、職場環境の整備・充実、更には、より高度な専門性を有する人材の育成等に特段の努力を払うこと。

特に、国民の安心・安全の確保を目的とするテロ・治安維持対策の遂行及び輸出入貨物のセキュリティ管理とコンプライアンスの体制が整備された事業者に対する通関手続の特例措置の拡充に当たっては、増員を含む定員の確保及び業務処理体制の実現に努めるこど。

右決議する。

以上でございます。

○委員長(峰崎直樹君) 何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(峰崎直樹君) ただいま大久保君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の起立をお願いいたしました。

具体的には、特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の非課税措置、土地の売買による所有権の移転登記等に係る登録免許税の税率の軽減措置、入出国者が輸入するウイスキー等や紙巻きたばこに係る酒税及びたばこ税の税率の特例措置等を対象としております。

なお、所得税法等の一部を改正する法律案について所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が本案の提案の趣旨及びその概要でござります。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○委員長(峰崎直樹君) 以上で趣旨説明の聽取は終わりました。

これより質疑に入ります。——別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案に賛成の方の起立をお願いいたします。

○委員長(峰崎直樹君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(峰崎直樹君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

暫時休憩いたします。

午後二時二十七分休憩
〔休憩後開会に至らなかつた〕

三月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

第七三五号 平成二十年三月十七日受理 請願者 滋賀県甲賀市水口町城内六ノ三九 紹介議員 山下 芳生君	第七三六号 平成二十年三月十七日受理 請願者 栃木県那須塩原市笛沼四五七ノ二 紹介議員 井上 哲士君	第七三七号 平成二十年三月十七日受理 請願者 滋賀県大津市大物六六五ノ七ノ二 紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第二三八号と同じである。	この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。	この請願の趣旨は、第三四二号と同じである。
第七三五号 平成二十年三月十九日受理 請願者 埼玉県入間市二本木一、〇八一ノ一二 名	第七三六号 平成二十年三月十九日受理 請願者 秋田市豊岩豊巻字内綱尻一一五 名	第七三七号 平成二十年三月十九日受理 請願者 武藤五月 外六百二十四名
この請願の趣旨は、第六八〇号と同じである。	この請願の趣旨は、第四五一号と同じである。	この請願の趣旨は、第四三一号と同じである。

第七三八号 平成二十年三月十七日受理 請願者 滋賀県大津市大物六六五ノ七ノ二 紹介議員 野浩幸 外四十四名	第七三九号 平成二十年三月十九日受理 請願者 北海道斜里郡清里町羽衣町二 森 紹介議員 福島みづほ君	第七四〇号 平成二十年三月十九日受理 請願者 三重県伊賀市伊賀山中一 紹介議員 佐々木義人 外四十四名
この請願の趣旨は、第三四二号と同じである。	この請願の趣旨は、第七二一号と同じである。	この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。
三月二十一日本委員会に左の案件が付託された。	三月二十一日本委員会に左の案件が付託された。	三月二十一日本委員会に左の案件が付託された。

「平成二十年五月三十一日」に改める。

(施行期日)
附 則

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二号)の公布の日から施行する。

第二条 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二号)の一部を次のように改正する。

第八条のうち租税特別措置法第七条、第四十二条の二第一項、第六十七条の十一第一項、第六十七条の十六第五項、第七十二条第一項、第七十五条、第七十六条第一項、第七十八条の二第一項、第八十条第一項、第八十条の三第一項及び第四項、第八十二条及び第八十二条の第二第一項、第八十三条の三、第八十七条の五第一項、第八十八条の二第一項並びに第八十九条の四第一項の改正規定中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十年五月三十一日」に改める。

第八条中租税特別措置法第九十条の四第一項、第九十条の五第一項及び第九十条の六第一項の改正規定を次のように改める。

第九十条の四第一項中「平成二十年五月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

第九十条の五第一項及び第九十条の六第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。

附則第百十九条の次に次の二条を加える。
(この法律の公布の日が平成二十年四月一日
後となる場合における経過措置)

第一百九条の二 この法律の公布の日が平成二十年四月一日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に関し必要な事項(この附則の規定の読み替えを含む。)その他のこの法律の円滑な施行に必要な経過措置は、政令で定める。

平成二十年四月九日印刷

平成二十年四月十日發行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

F